

栃木市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和4年1月18日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象及び期間
 - (1) 会計課
令和3年8月6日から令和3年11月25日まで
 - (2) 議会事務局
令和3年8月6日から令和3年9月9日まで
 - (3) 選挙管理委員会事務局
令和3年8月6日から令和3年9月9日まで
 - (4) 経営管理部
総務課 職員課 契約検査課 管財課 財政課 税務課 収税課
令和3年9月6日から令和3年12月16日まで
 - (5) 寺尾財産区
令和3年9月6日から令和3年12月16日まで
 - (6) 保健福祉部
福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課

健康増進課及び新型コロナウイルス感染症対策室
令和3年10月6日から令和3年10月26日まで

(7) こども未来部

子育て支援課 保育課

令和3年10月6日から令和3年10月26日まで

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
- (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
- (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
- (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

4 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、経営管理部及び寺尾財産区の本監査については、書面により実施した。

5 監査の結果

(1) 会計課

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(2) 議会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、4月1日から履行開始する契約の事務手続に関することその他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(3) 選挙管理委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、新有権者啓発事業がより効果的になるような取組について、関係職員に改善を検討するよう書面で指導した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(4) 経営管理部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、4月1日から履行開始する契約の事務手続に関することその他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(5) 寺尾財産区

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(6) 保健福祉部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、4月1日から履行開始する契約の事務手続に関することその他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(7) こども未来部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

(ア) 歳入歳出予算に計上していない収入支出について

子育て支援課のこどもサポートクラブ事業において、参加者からの会費収入、事業に係る保険料の支払い等を、歳入歳出予算に計上せず収入支出している事案が見受けられた。

地方公共団体における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（地方自治法第210条）とされており、本件行為は適正な事務処理とは認められない。

については、当該事業に係る全ての収入支出について、歳入歳出予算に計上の上執行されるよう是正されたい。

(子育て支援課)

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、自動更新条項付き契約に関することその他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

6 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて次のとおり意見を提出する。

(1) 随意契約における見積書の徴取について

本市の随意契約における見積書の徴取は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとし、例外として、見積書を徴することが適当でないもの又は必要がないと認めるものについてはこれを省略することができる（栃木市財務規則第82条）と定めている。そして、会計課が発行する会計事務の手引きにおいて、1者でもよい場合として、代替性がないもの、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるもの及び契約金額が低額（予定価格10万円未満）であるものが具体的に例示されているところである。

しかしながら、監査の過程において、契約金額が低額であるものを1者見積りでもよいこととする明確な根拠が存在しないことが判明した。

手引きとは、多岐にわたる関係法令や遵守すべきルールを必要かつ十分に掲載することにより、当該事務の適正かつ効率的な執行の確保に寄与するものであり、掲載する内容は明確な根拠に基づくものでなくてはならない。

契約金額が低額であるものを1者見積りでもよいとすることは、本市会計事務のルールとして合併前からの長年にわたり定着しているものの、明確な根拠が存在しないにもかかわらず会計事務の手引きに掲載されていることは好ましい状態ではない。ついては、このことの根拠を改めて整理し、明確にしておく必要があり、手引きを所管する会計課をはじめ、関係各課で協議、検討することが望まれる。

また、事務の効率化の観点からは、一部の予算科目を除外するのではなく一律に適用させることも有効な手段であると思料されるので、上記に併せて検討することが望まれる。

本市会計事務の適正かつ効率的な執行を確保することに資するため意見するものであり、参考にされたい。

（会計課）

(2) ソフトウェアの使用許諾契約の事務手続について

近年、地方公共団体の事務処理については、情報処理システム等のソフトウェアの活用が図られており、事業者との間でソフトウェアの使用許諾契約が普及しているところである。本市においても、多くの課でソフトウェア使用許諾契約を締結しているが、執行伺い、見積徴取、契約

締結及び履行開始を全て4月1日付けで行っている事案が散見される。

ソフトウェア使用許諾契約は、商慣習上一日も途切れることなく履行期間が継続することが必要で、4月1日から履行開始されなければならない性質のものであることは確かであるものの、一連の契約事務をすべて4月1日付けで行うことは、過度な事務の集中を招くとともに、日付を遡及せざるを得ないなど不適切な事務処理を誘発するリスクが一般的に懸念されるところである。

このような契約は、本来であれば、複数年度にわたる契約として債務負担行為を設定することが望ましいものと思料するが、このことに関しては、行政運営の安定性等を図る観点から、ソフトウェアの使用許諾契約を長期継続契約とする場合の考え方が総務省より示されている（令和2年12月22日付け総行行第307号自治行政局行政課長通知）ため、これらを踏まえながら、契約関係所管課においてソフトウェア使用許諾契約の契約事務手続に関するルールづくりを検討することが望まれる。

本市におけるソフトウェア使用許諾契約において、適正かつ効率的な契約事務手続を確保することに資するため意見するものであり、参考にされたい。

（経営管理部契約検査課）